

【15 釈文】 飯売下女給金一件濟口証文（天保10年）

差出申濟口証文之事

一野州小山宿旅籠屋勇右衛門代友藏申上候、私より当宿

百姓平左衛門江相掛、飯売下女奉公人操戻し給金滞之
(繰)

儀再応申立、姓名書願上候処、当御役場より平左衛門江種々

(理) (之上)

御利解被ニ仰聞一、内濟人立入双方掛合□□、平左衛門より願人

友藏方江給金滞高不レ残請取、其余申争之廉々者

内濟人貫請、双方共無ニ申分ニ熟談内濟仕、偏ニ御役筋忝

存候、然上者右一件ニ付、双方共重而御願ケ間敷、毛頭無ニ御座一候、

依レ之一同連印、濟口証文差上申処、為ニ後日一如レ件

野州小山宿旅籠屋勇右衛門

願人代 友藏 印

(差添力)

同所□□人百姓

清吉 印

天保十年

亥ノ六月廿六日

新町宿百姓

相手 平左衛門 印

同断

組合 瀬兵衛 印

同断

内濟人 伝左衛門 印

新町宿

御名主

御役場

【15読み下し文】

差し出し申す濟口（すみくち）証文の事

一野州小山宿旅籠（はたご）屋勇右衛門代友蔵申し上げ候、私より当宿

（繰）

百姓平左衛門へ相掛り、飯売り下女（げじょ）奉公人操り戻し給金滞りの儀再応（さいおう）申し立て、姓名書願い上げ候処、当御役場より平左衛門へ種々

（理）

（の上）

御利解仰せ聞かされ、内済（ないさい）人立ち入り双方掛け合い□□、平左衛門より願い人

友蔵方へ給金滞り高残らず請け取り、其（そ）の余り申し争いの廉々（かどかど）は

内済人貰い請け、双方共（とも）申し分け無く熟談（じゆくだん）内済仕（つかまつり）、偏（ひとえ）に御役筋（やくすじ）忝（かたじけな）く

存じ候、然（しか）る上は右一件に付、双方共重ねて御願いが間敷（ましき）、毛頭（もうとう）御座無く候、

これに依（よ）り一同連印、濟口証文差し上げ申す処、後日の為（ため）件（くだん）の如し

野州小山宿旅籠屋勇右衛門

願人代 友 蔵 印

（一八三九）

（差添力）

天保十年

同所□□人百姓

亥ノ六月廿六日

清 吉 印

新町宿百姓

相手 平左衛門 印

同断

組合 瀬兵衛 印

同断

内済人 伝左衛門 印

新町宿

御名主

御役場